

開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年3月4日提出

提出者 開成町議会議員

前田 せつよ

賛成者 ”

武井 正広

賛成者 ”

牛上 慎司

賛成者 ”

星野 洋一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案します。

開成町条例第 号

開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

開成町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下_____「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	(略)	(略)	第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	(略)	(略)
第39条 第1項第 1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し	第12条第5項 の規定により 読み替えて適 用する同条第 1項及び第2	第39条 第1項第 1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し	第12条第5項 の規定により 読み替えて適 用する同条第 1項及び第2

	て利用されているとき	項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条 第1項第2号	(略)	(略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下 「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

	て利用されているとき	項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条 第1項第2号	(略)	(略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第49条において「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第 32 条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第 33 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 40 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 32 条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 49 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第 33 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 49 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 40 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 49 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 49 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定 _____ その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。